

議案第 5 0 号

令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,487,078 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		29
	1 財産運用収入	29
3 繰入金		386,554
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	211,828
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		493
	1 雑収入	493
6 市債		1,100,000
	1 市債	1,100,000
歳入	合計	1,487,078

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		1,297,710 ^{千円}
	1 公共用地先行取得等 事業費	1,297,710
2 公 債 費		9,642
	1 公 債 費	9,642
3 諸 支 出 金		174,726
	1 繰 出 金	174,726
4 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,487,078

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。